

ビジネスパーソンのための アメリカ・カリフォルニア法実務講座

〈その6〉アメリカにおける商品販売活動をめぐる法律問題
—債権回収, 破産手続, およびUCC-1(3)

第76回

下田 範幸*

4 債権回収, 破産手続, および UCC-1 Financing Statement による担保権の設定 (Collection, Bankruptcy, and Establishment of Security by UCC-1 Financing Statement)

c 担保権の設定 (Establishment of Security) —UCC-1 Financing Statement

はじめに

前回, 破産手続きに関して説明したことから理解できるとおり, 破産手続きの中では担保権を持っているかどうかによって, 債権回収の実現に天と地ほどの差が出る。したがって, 破産手続きが開始されたような場合には, 債権回収活動を実際に行う前に, 通常取引の時点で担保権を確保したかどうかでほとんど勝負はついていると言っても過言ではないであろう。

そこで, 担保権の取得の方法を説明するが, 物品販売の取引関係の中で, 相手の不動産に担保権を設定することができる, というのはまれなことなので, ここでは, 取引相手の不動産以外の動産資産に対して担保権を設定する方法について説明する。不動産担保権の設定の手続きについては, 近い将来取り上げて詳しく説明する予定である。

A 動産担保権設定の要件 (Requirements for Establishment of Security on Personal Property)

動産資産 (personal property) に対して担保権を取得するためには, その対象動産が特定動産であっても, 債務者が所有するすべての動産資産という包括的なものであっても, 以下の二つが不可欠である。

① 担保権設定契約書 (security agreement) の締結

② UCC-1 Financing Statement の登録 (filing)
まず, 担保権設定契約書は, 書面でなければならない。一般論としてはアメリカでも契約は口頭でも成立するものではあるが, 担保権設定のための契約は口頭によるものでは役に立たず, 書面によって合意しなければならない。担保権設定契約書には, 被担保債権の範囲と対象の担保物を明確に記載する。債務者の動産資産のすべてを担保物にする場合には, 担保権設定契約書の締結時点だけでなく, 将来債務者が取得する資産も含めるように記載する。また, 債務者が対象担保物を売却したような場合にはその売却代金にも担保権が及ぶように記載することが必要である。さらに, 担保権の実行方法についても具体的に記載し, 必ずしも裁判手続きによらずとも担保権の実行ができるような仕組みを規定することが重要である。

次に, 担保権の設定を公示するために, 債務者会社の設立州の secretary of state office (州務

*しもだのりゆき, 日本国及びカリフォルニア州弁護士, Squire Sanders & Dempsey LLP パートナー

長官事務所)に、UCC-1 Financing Statement と呼ばれる書類を登録する必要がある。この登録によって担保権者は第3者に対する対抗要件を取得することになる。以前は、この Statement は、債務者会社の設立州ではなく、担保の対象である物件の所在するすべての州で登録をしなければならなかったが、現在は、設立州だけの登録で済むことになっている。また、以前は、この Statement には、担保債務者の署名が必要であったが、面白いことに、現在は Statement には、担保債務者の署名は不要である。さらに担保権者のサインすらいらぬ。一方的に署名なしの書類を登録すればいいのである。抵当権設定のための登記手続きには担保債務者の実印を必要とする日本の感覚からは変な感じであるが、それが現在のアメリカにおける実務である。ちなみに、不動産に対する担保権の設定は、アメリカでも、担保物件の所有者によるサインが必要であり、かつそのサインは公証されなければならない。動産に関しては、担保権設定契約書に本人がサインしていない限り、担保権は有効に設定されないので、Statement にはサインは不要としたのであろう。

サインは不要であるが、Statement の記載方法はルールに沿って厳密に正確を期さなければならない。たとえば担保債務者会社の名前は設立州の secretary of state office に登録されたそのままの正確な名前を記載する必要があり、少しでも間違えていると原則として無効になるので、この Statement の記入には細心の注意が必要である。

日本では、自動車などの特殊な場合を除いて、動産に対する担保権については登記、登録等の公示手段は存在していないが、アメリカでは動産についても登録による公示手段があり、それによって、対抗要件も取得するという制度になっているということをまず理解する必要がある。

B 特殊な動産への担保権設定 (Security Interest in Special Personal Property)

すでに述べたとおり、UCC-1 Financing

Statement によって担保設定できる担保物 (collateral) は、動産資産 (personal property) である。それでは、動産とは何か。それは、不動産 (real property) 以外のすべての資産を包含する概念である。したがって、知的財産権や銀行口座などの特殊な資産もこの動産の概念に含まれる。そこで、動産の中のいくつかの特殊なものについての担保件設定の手続きについて説明しておく。

まず、銀行口座 (bank account) について説明する。銀行口座も動産の一種類であり、銀行口座に担保権を設定するには、UCC-1 Financing Statement によって行うのであるが、債権者と債務者の他に、銀行という強力な第三者が関与してくるので、今まで説明した方法だけでは銀行口座に担保権を設定することはできない。担保権設定契約と UCC-1 Financing Statement にプラスして、債権者、債務者および銀行の3者間で、担保権の対象となる銀行口座の管理についての、権利義務関係と手続きを詳細に取り決める契約を締結する必要がある。それを銀行口座管理契約書 (Deposit Account Control Agreement) と呼ばれる。

次に、特許権などの知的財産権も動産の一種であり、それらに対して担保権を設定することもできる。特許権に担保権を設定するには、担保権設定契約書の締結と UCC-1 Financing Statement にプラスして、特許事務所 (Patent and Trademark Office) への一定の申請書による登録が必要である。そしてその申請書には担保権設定契約書のコピーを添付する。UCC-1 Financing Statement の登録だけして、特許事務所への登録を怠っている間に、担保債務者が、他の第3者に特許権を譲渡したり、特許権に別の担保権を設定したりして、その第3者が先に特許事務所にその権利の取得を登録した場合には、負けることになるので注意が必要である。

最後に、著作権に担保を設定する場合について説明する。著作権の場合、まず、著作権が著作権事務所 (Copyright Office) に登録されているか、登録されていないかによって、方法が

異なる。著作権が登録されていない場合には、通常の動産と同様、担保権設定契約書の締結と UCC-1 Financing Statement の登録によって担保権を設定することができる。著作権が登録されている場合には、著作権法上、担保の設定も、著作権事務所への登録によって行うことができることになっている。具体的には、担保権設定契約書を作成して、その契約書のコピーを添付して、担保権設定の登録をおこなうことになる。

C 担保権の優先順位 (Priority in Security Interest)

以上説明した担保権設定手続きによって設定された担保権が複数ある場合にどちらが優先するかは、どちらが早く UCC-1 Financing Statement を登録したかによって決定される。仮に担保権設定契約書を先に締結した債権者がいたとしても、その債権者が UCC-1 Financing Statement の登録を遅らせている間に、他の債権者が上記の要件を満たして、先に UCC-1 Financing Statement の登録を済ませば、後の債権者の担保権のほうが優先するのである。したがって、担保権設定の手続きの中で最も重要なことのひとつは迅速に UCC-1 Financing Statement を登録することである。

それでは、すでに、銀行などの債権者がいくつも先に UCC-1 Financing Statement を登録してしまっている場合には、後から来た債権者は常に後塵を拝さねばならないか、というと、そうでもない。後からの債権者でもトップの優先性を獲得できる例外的な方法が2つある。

D 劣後契約書 (Subordination Agreement)

例外の一つは、subordination agreement (劣後契約書) という契約を利用する方法である。これは、銀行がよく使うものであり、融資の条件として、銀行の取得する担保権より既存の担保権者の担保権が劣後することを、既存の担保権者に認めさせ、そのための、subordination agreement にサインすることを要求するのである。本来、subordination agreement に

サインするかどうかは各担保権者の自由な判断で決定できるはずであるが、その銀行から融資を得なければ破産するしかない、という状態の債務者から泣きつかれると、取引相手としての債権者としては拒否することができず、事実上同意せざるを得なくなる、という実態がよくある。これは銀行だけに認められた手続きではなく、圧倒的に強力なバーゲニングパワーを持つ取引会社であれば可能な方法である。

E Purchase Money Security Interest (PMSI)

それほどのバーゲニングパワーを持っていない債権者でも第一優先順位の担保権を取得する方法が、PMSI と呼ばれる手続きである。PMSI とは、Purchase Money Security Interest の略である。日本語での直訳は、「販売代金担保権」となるが意味がわかりにくいだろう。意識すれば、「物品販売に基づく売掛債権を被担保債権とする、自分が販売した対象物品に設定される優先担保権」、ということになるが、長たらしいので、PMSI と覚えよう。これは、自社が販売して納入した物品を担保物として、その販売代金債権を非担保債権として取得する第一優先担保権設定の制度である。以下に述べる厳密な要件を満たせば、仮に銀行やその他の先行の債権者が債務者の資産に幾重もの担保権を設定していても、自分が販売する商品については第一優先順位の担保権を取得できるという制度である。

この PMSI の設定手続きには常に適切な PMSI 用の担保権設定契約書の締結が共通の要件として必要であるが、UCC-1 Financing Statement の登録のタイミングやその他の要件については、対象動産の種類によって違いがある。

一つは、在庫品 (inventory) 以外の物品販売の場合である。Inventory とははじめからビジネス上の転売目的で仕入れた物品を言うから、それ以外の物品とは自ら消費、使用するなどの目的で購入する物品などを意味する。

このような inventory 以外の物品販売の場合には、対象物品を販売し相手に納入してから20日以内に UCC-1 Financing Statement を登録すればよいことになっている。担保権設定契約書の締結とデリバリー後20日以内の UCC-1 Financing Statement の登録の二つの要件を満たせば、PMSI を完成し、第一優先順位の担保権を取得することができる。

それに対して、inventory にあたる物品を販売してそれに PMSI を完成するには相手方に物品を納入する前に、UCC-1 Financing Statement の登録と、同種類の物品を対象とする担保権を取得済みの既存の担保権者に対する適切な内容の通知の送付、という二つの要件を満たさなければならない。したがって、inventory にあたる物品を販売する場合には、用意周到に準備をしないと、PMSI を完成することはできなくなるから注意が必要である。

ちなみに、以上の説明はカリフォルニア州法に基づくものであり、他の州では違った要件が要求される場合があるから、その点も忘れてはならない。また、上記の説明はできるだけわかりやすく、制度や手続きを大雑把に説明しているものであり、実際に要求される書面、手続き、要件等はより複雑なものであるから、実際に手続きをとろうとする場合は弁護士との相談が不可欠である。

F UCC-1 Financing Statement の有効期間と更新 (Term of UCC-1 Financing Statement and Continuation)

登録した UCC-1 Financing Statement の有効期間は5年間である。更新手続きをとらずにこの期間が過ぎてしまうと優先順位を失うので注意が必要である。更新は、期限が切れる6ヶ月前から可能である。UCC-1 Financing Statement の有効期限と更新の必要性はカレンダーに記載して、万が一にも更新忘れがないように気をつけなければならない。更新手続きを行うための書式は、UCC-3 で、continuation filing と呼ばれている。

G UCC-1 Financing Statement に関する最新判例 (Recent Case Laws regarding UCC-1 Financing Statement)

最後に、UCC-1 Financing Statement 上の債務者名の記載は一字でも間違えると原則無効となるのが原則であるが、最近の判例でそれに実質的に反する結論を出したものがある。ある銀行が融資先の会社の UCC-1 の記録を調べたところ、先行担保権者の記録が出てこなかったことから第一優先権を取得したものと信じていたところ、実は、税金債権を非担保債権とする優先担保権が設定されてあったという事案である。税務当局が税金債権に基づいて債務者会社の資産に担保権を設定したときの UCC-1 の記載において、債務者会社の名前を正確に記載していなかったために、正確な債務者の名前による調査だけでは先行担保権者としての記録が出てこなかったのである。そこで、銀行としては、債務者の名前が正確ではないのであるから UCC-1 Financing Statement の手続きの原則どおり、税務当局の先行担保権は無効であると争ったのであるが、税務当局が勝利した。ただ、これによって UCC-1 Financing Statement の記載が少しくらい不正確でも大丈夫だと思ってしまうのは危険である。アメリカでも税務署と泣く子には勝てないのであり、一般に通用する判例ではないと考えるべきである。参考にするべきは、既存の担保権者を調査するときには、正確な名前だけでなく、それに近い名前によっても調査したほうが安全である、という点である。

以上で、大きく6分野に分けて説明してきた、「アメリカにおける商品販売活動をめぐる法律問題」の説明を終わりにする。次回からは、不動産取引に関する解説を開始する予定であるが、その最初として、不動産取引と関係が深いアメリカの環境法を取り上げてみたい。不動産取引を始め、アメリカでなんらかのビジネスや取引を行う中で、知っておくべき環境法の基礎知識、という観点から説明する。